

令和 5 年 1 2 月 8 日
電力・ガス取引監視等委員会事務局
取引監視課

ガス小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の 事後評価について

(趣旨)

旧一般ガスみなしガス小売事業者 3 社（原価算定期間中の熱海ガスは対象外）のガス小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価について、2023 年 1 1 月 20 日に開催された料金制度専門会合において、事務局にて行った評価を確認いただいたため、その確認結果を報告するとともに、経済産業大臣への回答についてご審議いただく。

主なポイント

1. 料金制度専門会合における事後評価の確認結果について

本省所管の対象事業者 1 社（東邦ガス）及び経産局所管の対象事業者 2 社（日本ガス及び南海ガス）の計 3 社のガス小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価について、料金制度専門会合において、事務局にて行った評価を確認いただいたため、その確認結果について、資料 5—1 のとおり報告する。

2. 経済産業大臣への回答について

本省所管の対象事業者 1 社について、1 1 月 1 日付けにて、経済産業大臣から本委員会委員長宛てに意見を求められていることから、委員会として、回答案（資料 5—2）のとおり、値下げ認可申請の必要があると認められる事業者はいなかった旨、回答を行うこととしたい。

なお、経産局所管の対象事業者 2 社については、事後評価の事務を委任している各経産局において、委員長名で経済産業局長宛てに回答を行うこととなる。

(参考) 経緯・開催実績

2023 年 1 1 月	1 日	経済産業大臣及び経済産業局長から 電力・ガス取引監視等委員会へ意見聴取
1 1 月 1 0 日		第 4 7 4 回電力・ガス取引監視等委員会
1 1 月 2 0 日		第 5 0 回料金制度専門会合
1 2 月	8 日	第 4 7 9 回電力・ガス取引監視等委員会（本日） （経済産業大臣への回答の審議）

以上

ガス小売経過措置料金に係る 原価算定期間終了後の事後評価について

第50回 料金制度専門会合
事務局提出資料

2023年11月20日（月）



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

目次

1. ガス小売経過措置料金の事後評価について
2. 総評

1. ガス小売経過措置料金の事後評価について（1）

- 2017年4月のガス小売全面自由化後において、ガス小売事業者が設定する料金は自由であることが原則であるものの、事業者間の適正な競争関係が認められないこと等により使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められる場合に、経済産業大臣が指定した供給区域等においては、経過措置として小売料金規制を存置することとされている。
 - － 現時点において、経過措置料金規制の対象となる旧一般ガスみなしガス小売事業者は4社（※）
- 旧一般ガスみなしガス小売事業者のガス小売経過措置料金については、ガス事業法に基づき、経済産業大臣が、原価算定期間終了後に毎年度、規制部門のガス事業利益率が必要以上に高くなっていないかなどを確認する事後評価を行うこととなっている。
 - － 熱海ガスなど経産局所管の事業者の事後評価については、経産大臣から供給区域を所管する経済産業局長に権限委任
- 今般、2023年11月1日付けで経済産業大臣及び経済産業局長から電力・ガス取引監視等委員会に対して、旧一般ガスみなしガス小売事業者4社のうち原価算定期間中の熱海ガスを除く3社のガス小売経過措置料金の事後評価について意見の求めがあったことから、料金制度専門会合において、事務局にて行った評価をご確認いただきたい。

※旧一般ガスみなしガス小売事業者4社

＜本省所管＞ 東邦ガス

＜関東経産局所管＞ 熱海ガス、日本ガス

＜九州経産局所管＞ 南海ガス

1. ガス小売経過措置料金の事後評価について（2）

- ガス小売経過措置料金の事後評価に際しては、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（20170329 資第5号）第2（8）④に基づき、以下の基準に沿って確認を行うこととされているところ、事務局にて評価を行った結果はスライド5のとおり。

＜ステップ1＞ 規制部門のガス事業利益率による基準

個社の規制部門のガス事業利益率（ガス事業利益／ガス事業収益）の直近3カ年度平均値が、全ての旧一般ガスみなしガス小売事業者（今回は4社）の規制部門のガス事業利益率の過去10カ年度平均値を上回っているかどうかを確認

＜ステップ2＞ 規制部門の超過利潤累積額による基準又は自由化部門の収支による基準

前回料金改定以降の超過利潤の累積額が一定水準額（本支管投資額（過去5年平均）又は事業報酬額のいずれかの額）を超えているかどうか、又は自由化部門の収支が直近2年度間連続で赤字であるかどうかを確認

⇒ 上記のステップ1に該当し、かつ、ステップ2のいずれかに該当する場合には、料金変更認可申請命令の発動の可否を検討（当該命令の発動までの評価フローは参考3を参照）

1. ガス小売経過措置料金の事後評価について（3）

- 原価算定期間終了後に料金改定を行っていない旧一般ガスみなしガス小売事業者3社（熱海ガス（※1）以外）について、審査基準に基づく評価を実施した結果、料金変更認可申請命令発動の要否の検討対象となる事業者はいなかった。

※1：熱海ガスは、原価算定期間（2022年1月～2024年12月）が終了していないため事後評価の対象外。

（単位：百万円）

審査基準（ステップ1・2）の評価結果		本省所管	経産局所管（各局で評価）		4社
		3月決算	3月決算	3月決算	
		東邦	日本 （関東・南平台地区）	南海	
ステップ1	A 規制部門のガス事業利益率による基準				
	3カ年度平均 ① ※2	△9.3%	△20.2%	△1.5%	-
	4社10カ年度平均 ②				△2.2%
	4社10カ年度の平均を上回っているか。（①>②か）	No	No	Yes	-
ステップ2	B 規制部門の超過利潤累積額による基準				
	2021年度末超過利潤累積額③	-	-	△83	-
	2022年度超過利潤④	-	-	1	-
	2022年度末超過利潤累積額⑤＝③＋④	-	-	△82	-
	一定水準額（事業報酬額または本支管投資額）⑥	-	-	※3 19	-
	一定水準額を上回っているか。（⑤>⑥か）	-	-	No	-
	C 自由化部門の収支（※4）による基準				
	2021年度⑦	-	-	△0	-
	2022年度⑧	-	-	1	-
	2年連続で赤字となっているか。（⑦<0かつ⑧<0か）	-	-	No	-
評価結果	変更認可申請命令の対象となるか。 （A及びBがYes、又はA及びCがYesとなるか。）	No	No	No	-

※2：各年度の規制部門のガス事業利益率（%）の単純平均

※3：一定水準額として指定旧供給区域等需要部門に係る本支管投資額（過去5年平均）を採用

※4：自由化部門の収支：自由化部門のガス事業損益

（出典：各事業者の部門別収支計算書等により当委員会事務局作成）

(参考 1) 各社概況 (東邦ガス)

<個別決算の概要－対前年比較> (単位：億円)

	2021年度	2022年度	差異
営業収益	4,001	5,631	※1 1,630 (40.7%)
営業費用	3,892	5,292	※2 1,400 (36.0%)
うち原材料費	1,678	2,593	915 (54.5%)
営業損益	109	339	230 (211.0%)
経常損益	182	407	225 (123.6%)
当期純損益	137	288	151 (110.2%)

●個別決算・主な増減内容の説明

※1: 販売単価の上昇や電気事業の売上増加などから営業収益は前期比40.7%増の5,631億円となった。

※2: 原油価格の上昇等を受けて原材料費が増加したことなどから、営業費用全体では前期比36.0%増の5,292億円となった。

<部門別収支の概要－対前年比較> (単位：億円)

		2021年度	2022年度	差異
一般需要部門 (自由化部門)	営業収益	2,580	※1 3,903	1,323 (51.3%)
	営業損益	120	※1 427	307 (255.8%)
	当期純損益	132	344	212 (160.6%)
指定旧供給区域 等需要部門 (規制部門)	営業収益	286	306	20 (7.0%)
	営業損益	△ 27	※1 △ 22	5
	当期純損益	△ 17	※1 △ 13	4
その他部門	営業収益	1,134	1,421	287 (25.3%)
	営業損益	17	△ 65	△ 82
	当期純損益	21	△ 42	△ 63

●部門別収支・算定結果の説明

※1: 部門別収支を算定した結果、営業損益は一般需要部門（自由化部門）が427億円（利益）、指定旧供給区域等需要部門（規制部門）が△22億円（損失）となり、営業利益率は自由化部門が10.9%、規制部門が△7.2%となった。また、当期純損益は自由化部門が344億円（利益）、規制部門が△13億円（損失）となった。

<規制部門の料金原価と実績との比較> (単位：億円)

	2015～2017年度 料金原価 (3か年平均)	2020～2022年度 決算 (3か年平均)	差異
ガス事業営業収益（a）		277	
ガス事業営業費用（b）	907	306	△601
原材料費	334	71	△263
労務費	151	48	△103
修繕費	44	14	△30
消耗品費	22	6	△16
委託作業費	90	31	△59
租税課金	39	12	△27
需要開発費	40	12	△27
減価償却費	134	40	△94
その他経費	48	67	19
差引額（a－b）		△28	

(注) 単位未満切り捨てのため、合計等が合わない場合がある。
料金原価の原価算定期間は、2015～2017年度の3事業年度。

(参考2) 各社概況 (経産局所管 – 3月決算)

(単位：百万円)

	日本			南海		
	2021年度	2022年度	差異	2021年度	2022年度	差異
個別決算（全社）の概要						
営業収益	103,351	129,513	26,162 (25.3%)	482	521	39 (8.1%)
営業費用	96,390	121,102	24,712 (25.6%)	495	520	25 (5.1%)
営業損益	6,960	8,410	1,450 (20.8%)	△13	1	14
経常損益	9,835	11,605	1,770 (18.0%)	1	17	16 (1600.0%)
当期純損益	8,706	8,990	284 (3.3%)	0	15	15
部門別収支の概要						
一般需要部門（自由化部門）						
営業収益	13,394	19,237	5,843 (43.6%)	87	108	21 (24.1%)
営業損益	142	642	500 (352.1%)	△0	0	1
当期純損益	418	928	510 (122.0%)	0	1	1
指定旧供給区域等需要部門（規制部門）						
営業収益	28	32	4 (14.3%)	394	413	19 (4.8%)
営業損益	△4	△10	△6	△12	1	13
当期純損益	1	△3	△4	0	13	13
その他部門						
営業収益	89,927	110,243	20,316 (22.6%)	-	-	-
営業損益	6,822	7,778	956 (14.0%)	-	-	-
当期純損益	8,286	8,065	△221 (△2.7%)	-	-	-

2. 総評

(評価の結果)

- 審査基準のステップ1の「ガス事業利益率による基準」については、個社の直近3カ年度平均の利益率が4社10カ年度平均の利益率を上回る会社は、南海ガスの1社であった。
- ただし、審査基準のステップ2の「超過利潤累積額による基準」又は「自由化部門の収支による基準」に照らすと、南海ガスは、2022年度末超過利潤累積額が一定水準額を下回っており、また、自由化部門の収支が直近2年連続赤字とはなっていなかった。
- 上記より、原価算定期間終了後に料金改定を行っていない旧一般ガスみなしガス小売事業者3社（熱海ガス以外）について、審査基準に基づく評価を実施した結果、変更認可申請命令発動の要否の検討対象となる事業者はいなかった。

(結論)

- 以上を踏まえ、今回事後評価の対象となった旧一般ガスみなしガス小売事業者について、現行の料金に関する値下げ認可申請の必要があるとは認められなかった。

(参考3) 料金変更認可申請命令に係る審査基準 (1)

- ガス小売経過措置料金の事後評価に際しては、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（20170329資第5号）第2（8）④に基づく基準に沿って確認を行うこととされている。

STEP

実施内容

補足

STEP 1 ガス事業利益率による基準

- ①個社の規制部門のガス事業利益率の直近3カ年度平均値及び②全ての旧一般ガスみなしガス小売事業者の過去10カ年度平均値を確認
⇒ ①が②を上回ったらSTEP2へ

【STEP1～5 関連】

- 原価算定期間中の事業者及び原価算定期間終了後に各STEP時点において料金改定を表明している事業者は事後評価の対象外

STEP 2 超過利潤累積額又は自由化部門の収支による基準

- ③前回料金改定以降の超過利潤の累積額、④一定水準額（本支管投資額（過去5年平均）又は事業報酬額）及び⑤自由化部門の収支を確認
⇒ ③が④を上回ったらSTEP4へ、又は⑤が直近2年連続で赤字となったらSTEP3へ

料金変更認可申請命令に係る審査基準（２）

- STEP 3 以降の基準は以下のとおり。

STEP

実施内容

補足

STEP 3 行政による評価

- 内部留保（利益剰余金など）及び株主配当の推移を確認
⇒ 必要以上の内部留保や株主配当が確認され、需要家利益を阻害するおそれがあると認められたらSTEP4へ

【STEP3関連】

- ・ 事業者による評価（原価と実績値の比較、これまでの利益の使途、収支見通し等を評価）を併せて行政が評価

STEP 4 報告徴収及び事業者による説明の実施

- 必要に応じて、ガス事業法の規定に基づく報告徴収及び事業者による説明を実施
⇒ 事業者からの報告徴収に対する回答及び事業者による説明を受けSTEP5へ

【STEP4関連】

- ・ 事業者による説明は、現行の経過措置料金の水準維持の妥当性を求める

STEP 5 発動要否の検討 ↓ 料金変更認可申請命令の発動

- STEP4までに得られた情報を勘案して、特定旧法第18条第1項の要件に該当するか確認
⇒ 当該命令の発動が必要と判断されたら、相当の期限を定め、料金変更認可申請命令を発動

【STEP5関連】

特定旧法第18条第1項の要件

- ・ 料金が社会的経済的事情の変動により著しく不相当となり、公共の利益の増進に支障があると認められるとき

経済産業省

20231101 電委第1号
令和5年12月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

旧一般ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給区域等小売供給約款における料金を算定した際に定められた原価算定期間又は原資算定期間終了後に経済産業省が毎年度行う定期的な評価について（回答）

令和5年11月1日付け20231023資第4号により貴職から当委員会に意見を求められた上記の件について、審査を行いました。

審査の結果、下記の対象事業者について、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（20170329資第5号）第2（8）④に照らし、値下げ認可申請の必要があるとは認められませんでした。

記

（対象事業者）

・東邦瓦斯株式会社

法人番号2180001022387

経済産業省

20231023資第4号

令和5年11月1日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

旧一般ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給区域等小売供給約款における料金を算定した際に定められた原価算定期間又は原資算定期間終了後に経済産業省が毎年度行う定期的な評価について

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（20170329資第5号）第2（8）④の旧一般ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給区域等小売供給約款における料金を算定した際に定められた原価算定期間又は原資算定期間終了後に経済産業省が毎年度行う定期的な評価について、下記の対象事業者について貴委員会の意見を求めます。

記

（対象事業者）

・ 東邦瓦斯株式会社

法人番号2180001022387